

(別記1)

ローカルアンバサダー運営管理及び情報発信促進事業 業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、「福島県デスティネーションキャンペーン実行委員会」（以下「甲」という。）が「」（以下「乙」という。）に委託する、ローカルアンバサダー運営管理及び情報発信促進事業を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託の目的

県では、令和8年4月から6月まで開催される「ふくしまデスティネーションキャンペーン（以下「ふくしまDC」という。）」に向けて地域観光の魅力を広く発信する方を「ローカルアンバサダー」として認定し、各種PR活動に取り組んでいる。

本業務では、ローカルアンバサダーの運営管理及びローカルアンバサダーを対象に、地図アプリやレビューサイト、SNS等を活用した情報発信を促進するためのセミナーを開催し、ふくしまDCの機運醸成及び本県観光地の魅力発信の強化を図ることを目的とする。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日

4 委託業務の内容

(1) ローカルアンバサダーWebページの管理

- ① ローカルアンバサダーを募集する専用Webページを管理し、その他付随する業務を行うこと。
- ② Webページ内の各種記載事項について、委託期間中、甲の指示のもと随時情報の更新を行うこと。
- ③ 認定者へイベント情報を発信し、県内観光地の魅力発信を促進させること。
- ④ 使用するサーバーについては、甲が指定するものとする。

(2) ローカルアンバサダー申請受付及びPRツールの作成・発送

- ① ローカルアンバサダー申請者情報をリスト化し、月に1回甲に報告すること。
- ② ローカルアンバサダー認定証を300部作成し、甲が指定する住所に、申請1件あたり1部発送すること。
- ③ 前年度制作したデザインを踏襲したオリジナル缶バッジを6,000個作成し、甲が指定する住所に、指定する数量を発送すること。
- ④ 円滑な受付及び発送対応を行うため、事務局機能を設けること。

(3) ローカルアンバサダー情報発信

ローカルアンバサダー募集の周知を図ること。

(4) セミナーの開催

- ① セミナーの企画設計及び実施
 - ア 企業向けセミナー 10回以上
企業に講師を派遣し、実施すること。
 - イ 個人向けセミナー 3回以上
会津地方、中通り、浜通り各1回以上、合計3回以上実施すること。
- ② ハイブリッド開催とし、会場での参加人数は、各回最大100人程度を想定する。
なお、企業で登録した者が個人向けセミナーに参加することも可能とする。
- ③ 募集要領の作成、募集案内、参加申込の受付を行うこと。
- ④ 開催日程は、協議の上、決定する。
- ⑤ 参加企業との会場調整及び個人向けセミナーの会場を手配すること。
- ⑥ 講師の選定及び派遣調整を行うこと。
- ⑦ 研修会テキスト資料を作成すること。
- ⑧ 研修の効果測定を実施すること。
- ⑨ 事務局機能を設け、参加者の受付、連絡調整、受付・進行・記録など研修会の運営に関する事務を行うこと。

5 提出書類

乙は、委託契約書に定める他、次の各号にかかげる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ① 委託業務着手届（様式第1）
 - ② 統括責任者通知書（様式第2）
 - ③ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ① 委託業務完了届（様式第3）
 - ② その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

6 成果品の提出

- (1) 実績報告書
- (2) 効果測定結果
- (3) その他、甲が指示するもの一式

7 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた時は、
甲乙協議の上、定めることとする。
- (2) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 詳細な回数、その他数値については、事業の相手方の事情などにより変更する可能性があるため、必要に応じて協議することとする。
- (4) 社会情勢の変化により、本仕様書に定める委託契約内容について、実施が困難となった場合には、甲乙が協議の上、契約内容の変更を行うこととする。
- (5) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のもの除き、甲に帰属するものとする。成果品において、二次使用が認められないコンテンツがある場合は、乙はその内容を甲に明示すること。

- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (7) 乙は、受託業務の遂行上必要とする資料の収集に当たり、関係機関の協力を得る必要がある場合には、予めその趣旨を甲に連絡した上でこれを行わなければならない。